

中世四国における在地寺院の興亡と莊園制 一遍路形成史論を視野に—

守田 逸人（香川大学教育学部准教授）

**The rise and fall of temples and the Shoen system (Japanese manorialism)in Shikoku during the Middle Ages – focusing on the formation history of the Shikoku henro
Hayato MORITA**

Associate Professor, Faculty of Education, Kagawa University

はじめに

四国遍路の文化は、古代末期～中世を通じ徐々に形作られていった。ただし、長期にわたる「遍路」形成の歴史過程についてはいまだ多くの謎がある。とくに、のちに札所となる地方寺院（以下、在地寺院と呼ぶ）等が古代～中世を通じ地域社会でどのように存続していたのか、あるいはどのようにして札所が定着していくのか、こうした「靈場」の歴史過程を検討していくことは「遍路」の成立史を考えるうえで極めて重要な論点である。とりわけ古代～中世という時代は、在地寺院等にとって存在し続けていくこと自体がやさしいことではなかった。のちの札所に連なるような在地寺院等は、こうした厳しい社会状況の中で、どのように栄枯盛衰を繰り返しながら「靈場」として存続していたのであろうか。

四国靈場の巡礼は、平安末期となる12世紀編纂の『今昔物語』卷三十一に収載された「通四国辺地僧行不知所被打成馬語第十四」が比較的早い段階の史料として知られ、鎌倉時代には「修驗之習」としての「辺路」巡礼が史料上にみられるようになる⁽¹⁾。むろん、鎌倉時代の四国靈場巡礼が「修驗」に限定されるものではなく、またこの時期すでにのちの札所のように靈場が定まっていたとも考えられない。しかし、平安末期～鎌倉時代（古代・中世移行期）が辺路形成史を考える上でひとつの重要な時期であることは疑う余地がない。

ところで、その古代・中世移行期には莊園制の展開という大きな国制の転換が起こった。11世紀末の寛治4年（1090）に600余町に及ぶ賀茂社領が立莊されたのを皮切りに、天皇・院・摂関・女院が主導して認定する領域型莊園（中世莊園）が全国的に展開していった。莊園は、中央の權門寺社の財源として封戸などの国家的給付のかわりにおおよそ13世紀前半ごろまで設定され続け、日本列島の約50%がこうした中央諸權門の莊園となり、莊園・公領の枠組みが形成されていった⁽²⁾。莊園制の展開により、10～11世紀を通じて衰退していた中央權門寺社が復興していき、また新たな御願寺等もつぎつぎと建造され、12世紀の南都・京都などの大都市は空前の建設ラッシュとなり⁽³⁾、中世的な国家体制や宗教構造が再編されていった。

四国や瀬戸内海沿岸部にも王家御願寺領などの王家領莊園をはじめ、賀茂社領・祇園社領などの神社領莊園も展開していった⁽⁴⁾。なかでも讃岐・阿波国には多くの中央諸寺社の莊園が成立した。寺社領莊園には、多くの場合莊園領主の末寺・末社などがつくられ、中央の仏教勢力が地方社会へ浸透していく。したがって、こうした寺社領莊園の成立は、地域社会のあり方や信仰形態、あるいは在地寺院をはじめとする「靈場」そのものにも重大な影響を及ぼした筈である。

すなわち、「遍路」のハード面となる在地寺院のあり方は、まず莊園制の展開によってひとたび大きな転換期を迎えていたのである。そして、在地寺院は中世を通じて莊園制の影響を受けながら存続していった。本稿では、こうした古代・中世移行期の国制転換や社会状況と照らし合わせながら、在地寺院等「靈場」の存在形態について検討し、「遍路」形成史をめぐる歴史過程について考えたい。

1 莊園制の展開と地域社会の変動

まず、莊園制の展開が地域の宗教文化のあり方にどのような影響をもたらすのか、中世の社会状況について確認しておきたい。中世の大莊園領主のひとつである南都東大寺は、日本列島の各地に寺領莊園を領有していた。そのうち、たとえば摂津国猪名莊（現兵庫県尼崎市東南部）には莊支配の拠点として「東大寺」・「大仏殿」という2つの堂舎を形成していた⁽⁵⁾。ちなみに堂舎が存在したのは海上交通の拠点となった浜であり、この浜は「大仏浜」と呼ばれた。同じく東大寺領であった摂津国水無瀬莊（現大阪府三島郡島本町）

にも現在「東大寺」という大字地名が残されており、猪名莊同様に莊園支配の拠点となる在地寺院として「東大寺」が置かれていたと考えられる。

一方、四国地域では讃岐国葛原莊や氏部莊、伊予国菊万莊などの賀茂社領莊園が展開していたが、そのうち伊予国菊万莊の故地愛媛県今治市菊間大字浜には、現在も加茂神社が鎮座している。この菊万莊の場合、興味深いことに現在も京都賀茂社で行われる競馬の影響を受けた供馬（競馬）神事が行われており、その起源は賀茂社領莊園の時代からであるという⁽⁶⁾。

このように、莊園領主である中央の権門寺社は、莊園領有を契機として自らの末寺・末社などを莊園現地につくり、さらに莊園領主自身たち自らが執り行う様々な宗教文化を現地に伝播させた。その文化は、莊園現地既存の文化・習俗とも融合しながら、地域社会における信仰のあり方に著しい変化をもたらしたと考えられる。古代・中世移行期には、全国一斉にこうした動きが広まっていったのである。

さらに、莊園領主が所在する中央都市と莊園現地間の都鄙交通は緊密になり、地域社会は莊園領主である権門寺社の政治的権威そのものの影響をも直に受けていった。

莊園領主の政治的権威がもたらす莊園現地への影響について、讃岐国善通寺を題材に確認しておきたい。善通寺は、周知のように弘法大師生誕の地として著名な寺院である。所伝では、9世紀初頭に創建されたと伝えられ、また境内の発掘状況からこれに先行した仏教寺院の存在も想定されている。しかし、草創期のあり方には不明な点が多く、文献史料に明確に現れるのは11世紀に入ってからである。

11世紀前半という時期は、院政期以降の中世莊園（領域型莊園）の前段階にあたる臨時雜役免莊園が展開していく時期で、これは国司の交替ごとに免除認定が必要になるため、この時期の莊園領主は自らの所領の免除を確保するために様々な努力を必要とした。たとえ中央の権門寺社であっても国家的な保護や国司など地方行政の保護を得て円滑に寺院経営や所領経営を行うことが難しく、ましてや善通寺のような地方において有力な在地寺院であっても困難であった⁽⁷⁾。善通寺が史料上に姿をみせるのが、まさにその臨時雜役免莊園の免除認定に関する史料であり、この時期の在地寺院のあり方を如実に示している（【史料1】）⁽⁸⁾。

【史料1】

（鎌倉書）

「東寺別院善通寺文」

〔讃岐〕

□ 岐国多度郡善通寺司解 申請本寺裁事

〔言カ〕

□ 上雜事三箇条

一請被申成於公家、以先日付僧賢由所言上、寺家所領田一処事

（中略）

一依本寺領勢免除國領事

（中略）

一請被令下給御告書、修理寺家破壞事

（中略）

一請被令聞國衙、労成下宛仕寺家修理雜役浪人式拾人事

（中略）

以前雜事、粗注事由言上如件、抑件寺為弘法大師 御建立、其靈感尤揭焉也、法花三昧・六時念佛・讀經之勤尤盛也、立願祈禱之無不滿足、万病苦立願自然除滅、蒙愁惱成念消散、斯則大師 御靈所致也、政安忝為末孫門徒、被定下寺司、欲成功能之励、尤切也、望請 本寺裁、相加正法之威王法之力、被令勤仕件寺務、將留東流之法、致南海之勤矣、仍注事狀、以解、

〔1018〕
寛仁二年五月十三日 権別當僧政安

【史料1】によると、善通寺は弘法大師建立の由緒を主張しつつ本寺である東寺に対して以下の4点の要求をした。①公家（朝廷）に対して善通寺領の保護を申請すること、②朝廷に対して善通寺領に賦課された讃岐国国役（臨時雜役）を免除してもらうよう申請すること、③善通寺司に対して破壊した善通寺伽藍の修理を命じること、④（朝廷を通じて）讃岐国衙に対し、浪人20人を善通寺修理に携わる労働力として認めてもらうよう申請すること、の4点である。善通寺は、この時期から12世紀にわたって度々寺領に対する国役（臨時雜役）免除の要望を本寺東寺に対して行っている⁽⁹⁾。このように、地方寺院は少しでも自らの寺院の政治的位置を向上させるために中央の権門寺社の末寺に連なり、本寺の寺領となり（善通寺の場合は東

寺領善通寺となる)、その権威を利用して何とか国家的保護や地方行政の保護を獲得し存続を図っていったのである。ちなみに、善通寺が東寺末寺(東寺領)となった時期は定かではない。少なくとも【史料1】の11世紀前半以前であることは疑いないが、のちに述べるように多くの在地寺院は11世紀末以降の荘園制の展開とともに中央権門寺社の末寺化への動きを加速させていく。この点をふまえると、善通寺の場合は若干時期的には早いケースであると考えられる。

2 在地寺院の興亡と「辺路」

つぎに、荘園制の展開が既存の在地寺院にどのような影響を与えたのか、検討していきたい。

荘園制の展開に伴い、善通寺のような有力な在地寺院でなくとも、それまで衰退していた在地寺院が諸方面的保護を受けることで復興を遂げ、靈場として定着していくケースは多く存在したと考えられる。たとえば、現在別格20靈場の19番札所となっている讃岐国香西寺(現香川県高松市香西)は、中世讃岐国内外で活躍した在地領主香西氏ゆかりの在地寺院である。寺伝の縁起によれば行基の創建にかかり、勝賀山にあったものを弘法大師が勝賀山麓に移したとされ、その後は平安期を通じ衰微していったようである⁽¹⁰⁾。ところが、鎌倉期に入ると將軍九条頼経の命で香西資村が堂宇を修造、香西寺と改号し中興を遂げたという。「縁起」という史料的な性質上、そこに描かれる内容がどこまで真実を伝えるものか定かではないが、香西氏は中世を通じて香西寺が所在する伊勢神宮領笠居御厨一帯を拠点とした在地領主であり、この御厨には九条家も荘園所職(得分)を有していたことが確認できる⁽¹¹⁾。香西寺に伝わる縁起には、一定の真実が含まれている可能性があろう。香西寺は、伊勢神宮領笠居御厨の形成とともに九条家との密接な関係が成立したことにより復興が実現したのではないか。

このように、荘園形成を契機に衰退していた在地寺院が中央の協力のもと復興を遂げ、さらには「靈場」として定着していくケースは決して少なくなかったと考えられる。この点について、より精度の高い史料をもとにしながら、後に札所として定着していく在地寺院(阿波国太龍寺・土佐国金剛福寺)を題材に検討していきたい。

阿波国太龍寺の場合

現在21番札所である阿波国太龍寺(現徳島県阿南市加茂町竜山)は、空海筆『三教指帰』に記された空海修行の地であり、空海にまつわる伝説の多い札所として著名である⁽¹²⁾。まずは太龍寺に伝わる縁起をもとにその由緒をみると、延暦17年(817)阿波國司藤原文山が桓武天皇の勅願を受けて伽藍を建立し、空海が本尊虚空増菩薩をはじめとした仏像を刻み諸堂に安置したが、荒廃してしまったという。しかし、平安末期の嘉保2年(1095)になり、白河上皇が長範に命じて再興を遂げたと伝えられる⁽¹³⁾。

ところで、太龍寺関係史料には、上記の寺院再興の時期に相当するつぎの史料が残されている。

【史料2】

注進

阿波国大瀧寺所領□□畠荒野事

合

在那西郡吉井加毛□□

四至 限東柑子谷□ 限西□食山
限南寺山岸国坂口 □ 宮谷津口峯

右、件寺領田畠荒野、任□領知之理、所司等檢注言上如件、抑当山起、弘法大師之初行靈山也、奉仰憑□幾哉、不知千万、於東寺別院既以数百歳、敢無他妨哉、早任道理、被仰国衙、開發荒野、相加寺家修理、兼又勤仕本寺役耳、仍為後日証文、注子細耳、以解、

⁽¹¹⁾⁽¹²⁾ 康和五年八月十六日 蜂田安常(花押)

僧礼能(花押)

大瀧寺別當救命(花押)

僧妙真(花押)

藤原近国(花押)

【史料2】は、太龍寺領の荒野開発に伴う免除申請に関するものである⁽¹⁴⁾。ここで、太龍寺別當・寺僧を含めた在地側の人物たちは、本寺東寺に対し「抑当山起、弘法大師之初行靈山也」と、弘法大師ゆかりの靈

場であることを強調しつつ、太龍寺修造のために寺辺荒野開発して修理料を確保することを東寺から（おそらく朝廷を介して）讃岐国衙に認めてもらうよう申請して欲しいと要求し、検注した太龍寺領田畠を東寺に対して報告している。その内容は、前章で見た善通寺の場合とほぼ同様であり、まさに中央の東寺の権威とネットワークを利用し衰退していた在地寺院が様々な免除を取り付けて復興を企画する様を示している。

太龍寺が東寺の末寺（東寺領）となった時期は定かではない。しかし上記の縁起の記述のほか、とくに11末～12世紀にかけては荘園制の展開と連動して多くの在地寺院が中央権門寺院の末寺となっていくことをふまえると（たとえば、九州の有力寺院觀世音寺が東大寺の末寺となったり、伊勢・但馬・相模・紀伊・長門国の国分寺が王家御願寺の末寺となっていく）、【史料2】の段階から遠くは遡らない可能性が高い。

土佐国金剛福寺の場合

つづいて現在38番札所となっている土佐国金剛福寺の場合についてみておきたい。金剛福寺の場合も草創期のあり方は詳らかではないが、のちの史料である【史料3】正嘉元年（1257）4月日前摂政一条実経家政所下文案によると、つぎのように描かれている⁽¹⁵⁾。

【史料3】

当山寺是弘法大師現身証果之靈地、大權現能作依怙之伽藍、成官符於四國、繼法命於三会之靈場也、（中略）弘仁聖主奉免三昧供并修理料官米三百三十三石、增国土之福田、致吏民之快樂、而時代推移、国吏陵怠、法性寺大殿當國御沙汰之時、率已旧例、寄進新免卅町免田是也、彼御寄進状永留于寺家矣、
（藤原忠通）

【史料3】によると、金剛福寺は弘法大師が悟りを開いた靈地であり、弘法大師が建立した伽藍であった。草創期の弘仁期には、嵯峨天皇から「三昧供并修理料官米三百三十三石」が施入され、その仏力により土佐国の水田は増え、役人・人民ともに喜んだという。しかしながら時代が推移し、国司が金剛福寺に対してないがしろになったため、寺院が衰微した。そこで摂政藤原忠通が土佐国を治めた時（知行国主カ）、旧例になぞらえて新免30町の免田を金剛福寺へ寄進した。寄進状は長く寺家に留めているという。

摂政藤原忠通による所領寄進などの動きは、リアルタイムの関係史料が存在し、ほぼ明確である⁽¹⁶⁾。金剛福寺の場合、摂政藤原忠通が土佐国を「沙汰」していたタイミングで忠通の所領寄進を取り付け、その後も摂關家との密接な関係が続き、さらには金剛福寺を含んだ土佐国幡多郡一帯におよぶ九条家領土佐国幡多莊が成立したこと、以降九条家領幡多莊内の在地寺院となった金剛福寺は九条家（のち一条家）による手厚い保護が続いている⁽¹⁷⁾。金剛福寺を含む一帯が九条家領莊園として成立したことは、金剛福寺がこれ以後「靈場」として定着していくうえで重要な画期となったのである。

以上、いくつかの事例をもとに、のちの札所に連なる在地寺院を題材とし、古代・中世移行期のあり方についてみてきた。平安時代に衰退していた在地寺院は、荘園制の展開とともに都鄙の連携を企図した。そして、寺院の本末関係や荘園制の展開によって形成された都鄙の回路は、在地寺院にとって復興と存続を左右する重要な回路となっていくのである⁽¹⁸⁾。

平安時代のなかでもとくに10～11世紀前半にかけて、在地寺院は権力者の保護を得ることも難しく、さらには国司・国衙等の徵税が強化されていくという動向とともにその多くが衰退していった。そして、この時期存続が難しかったのは在地寺院だけではない。中央の権門大寺社も同様である。たとえば、平安時代における南都東大寺の各伽藍の存続状況の詳細を明らかにした新井孝重氏によると、とくに10～11世紀前半にかけての伽藍の破損状況は深刻で、東大寺では大仏殿などほとんどの主要堂舎が破損したままの状態であり、10世紀に「風倒」した南大門や焼亡した西塔などにはその後再建されない状態であったことが明らかにされている⁽¹⁹⁾。11世紀末以降の荘園制の展開は、中央の権門大寺社と在地寺院ともに自らの復興を遂げる重大な機会となったのである。

一方、のちに札所として定着していく四国在地寺院の場合、自らの存続ために中央との連携を図るにあたり、共通して弘法大師に関する由緒を強調していたことが注目される。遅くとも11世紀の段階には、弘法大師の由緒を主張することで、自らの寺院の権威を高め、由緒を深める大きな意味を持っていたと考えられる。こうした在地寺院の存続をかけた諸活動とそこに現れた心性は、のちの遍路文化に弘法大師信仰が定着するひとつのきっかけになったのではないか。

おわりに

平安時代後期の段階で衰退していた在地寺院は、荘園制という国制の大転回を契機に中央権門と連携していくことを企図した。とりわけ、四国地域では弘法大師の由緒を主張しつつ都鄙の連携を企図して自らの存続をはかり、「靈場」としての定着を志向したと考えられる。荘園制の展開は、「靈場」の定着を左右するひとつ重要な局面となつたのである。

もちろん、荘園制の展開によって中央の保護を得られた在地寺院の場合でも、決してそれだけで安泰だった訳ではない。ここで採りあげた在地寺院は、荘園制形成期に中央と連携することに成功し、その後もある程度「靈場」として連続し続けることに成功した事例であり、であるからこそ関係史料が失われずに残されてきた事例である。しかし、荘園制形成期に中央などとの連携に成功した場合でも、おそらくその後の領主の没落などきまざまな社会状況の変動により、多くの在地寺院は興亡を繰り返したに違いない。とくに中世後期には戦乱が常態化し、再び存続をかけた過酷な時期を迎えていく。遍路形成をめぐる歴史過程を明らかにしていくためには、そうした様々な局面での在地寺院の動向と社会的機能について明らかにしていくことが必要になる。本稿はこうした議論の可能性を示したに過ぎない。

このような問題は、これまで充分に議論が深められてきたとは言い難い。もちろん、そこには史料的な制約という大きな壁が立ちはだかる。しかし、たとえ断片的な史料しか残されていなくとも、意識的に、継続的に、そして大胆に議論を続けていくことが必要になるのではないか。

註

- (1) (弘安3年(1280)頃) 仏名院所司目安案(醍醐寺文書、『鎌倉遺文』14032号)。
- (2) 川端新『荘園制成立史の研究』(思文閣出版、2000年)、佐藤泰弘『日本中世の黎明』(京都大学学術出版会、2001年)、拙稿「院政期の荘園」(荘園史研究会編『荘園史研究ハンドブック』東京堂出版、2013年)など参照。
- (3) 上島享「大規模造営の時代」(『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、2010年所収、初出2006年)、拙稿「中世成立期の社会編成と富の生成・分配の構造」(『歴史学研究』増刊号950、2016年)。
- (4) さしあたり、網野善彦他編『講座日本荘園史10 四国九州地方の荘園』(吉川弘文館、2005年)など参照。
- (5) 応保2年(1162)5月1日官宣旨(東南院文書5櫃第13巻、『平安遺文』3213号)なお、四国(遍路)には言及していないが荘園制下における地域社会の宗教構造に関する主要な研究成果として、苅米一志『荘園社会における宗教構造』(校倉書房、2004年)がある。
- (6) 山内謙「賀茂別雷社領菊万荘」(『中世瀬戸内海地域史の研究』法政大学出版局、1998年、初出1983年)。
- (7) 鎌倉佐保・小野貴士「摶闇期の荘園」(前掲注(2)『荘園史研究ハンドブック』)など参照。
- (8) 寛仁2年(1018)5月13日善通寺司解案(東寺百合文書り函、『平安遺文』481号)。
- (9) 「平安時代の善通・曼荼羅寺領」(『善通寺市史第1巻』善通寺市、1982年)など参照。
- (10) 天和3年(1683)3月香西寺古縁起(『香川叢書 第一』香川県、1939年)。
- (11) 笠居御厨は、遅くとも建長年間には確認できる。建長2年(1250)11月日九条道家惣处分状(九条家文書、『鎌倉遺文』7250号)。
- (12) 『日本古典文学大系第71 三教指帰 性靈集』(岩波書店、1965年)。
- (13) 阿波国太龍寺縁起(『続群書類從』第28輯上)。
- (14) 康和5年(1103)8月16日阿波国大瀧寺所領注進状(前田剛二氏所蔵文書、『平安遺文』1523号)。
- (15) 正嘉元年(1257)4月日前摶政家一条実経家政所下文案(金剛福寺文書、『鎌倉遺文』8105号)。
- (16) 嘉応元年(1069)8月日土佐国金剛福寺僧弘睿解(土佐国蠹簡集一、『平安遺文』3512号)。
- (17) 秋澤繁「土佐国」(注(4)所引『講座日本荘園史10 四国九州地方の荘園』)など参照。
- (18) 中世社会において、都鄙をつなぐ人の回路は在地で起こる様々な政治的・経済的问题を解決する上で極めて重要なった。荘園制支配の回路はその主要な回路になったものの、それが唯一無二の回路であった訳ではない。たとえば、伊予国出身の高僧凝然(東大寺戒壇院律僧)は、南都での活動を行いながら出身地である伊予国とのネットワークを持ち続け、在地側の聖俗双方の人々から所領保全のための訴訟に際した中央との折衝、在地寺院の存続をめぐる資金獲得のための折衝などきまざまな役割が期待される存在となっていた。井上聰「伊予の地域社会と奈良の律僧」(高橋慎一郎編『列島の鎌倉時代』高志書院、2011年)参照。
- (19) なお、南大門については、12世紀後半に再建後再び治承寿永内乱に際して焼失し、みたび内乱後に再建している。新井孝重「東大寺の修造構造」(『東大寺領黒田荘の研究』校倉書房、2001年所収、初出1989年)参照。